

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 4 月 18 日（火）第3306号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定（2件）（森づくり推進課取扱い） 1  
 ○県営土地改良事業の計画の変更（7件）（農地整備課取扱い） 2  
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 4  
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大島支庁取扱い） 4  
 公 告  
 ○平成29年度製菓衛生師試験公告（生活衛生課取扱い） 5  
 公 安 委 員 会 告 示  
 ○遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 6

## 告 示

## 鹿児島県告示第564号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年 4 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
南九州市川辺町清水字小崎大比良10834番，字福ヶ迫10862番
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第565号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成29年 4 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
肝属郡錦江町馬場字瀬戸5496番1, 5496番7, 5496番27, 5496番28
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第566号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農業用排水施設整備，農道整備，農用地保全，区画整理及び農用地造成）西之表地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年4月19日から同年5月19日まで
- 3 縦覧場所  
西之表市役所農林水産課

#### 鹿児島県告示第567号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（旧：中山間地域総合整備）（農業用排水施設整備，農道整備，区画整理及び農用地保全）柏原地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年4月19日から同年5月19日まで
- 3 縦覧場所  
さつま町役場耕地林業課

#### 鹿児島県告示第568号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により，土地改良事業県営農地環境整備（農業用排水施設整備，農道整備及び区画整理）奈佐田地区の計画を変更したの

で、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 4 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年 4 月 19 日から同年 5 月 19 日まで
- 3 縦覧場所  
中種子町役場農地整備課

#### 鹿児島県告示第569号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地環境整備（農業用排水施設整備、農道整備及び農用地保全）大和浜地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 4 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年 4 月 19 日から同年 5 月 19 日まで
- 3 縦覧場所  
大和村役場産業振興課

#### 鹿児島県告示第570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地環境整備（農業用排水施設整備及び農用地保全）阿室地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 4 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年 4 月 19 日から同年 5 月 19 日まで
- 3 縦覧場所  
宇検村役場建設課

#### 鹿児島県告示第571号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地環境整備（農業用排水施設整備、農道整備及び土層改良）古志地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 4 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年 4 月 19 日から同年 5 月 19 日まで
- 3 縦覧場所  
瀬戸内町役場農林課

**鹿児島県告示第572号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により，土地改良事業県営畑地帯総合整備（農業用排水施設整備，農道整備及び区画整理）第三知名東部地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 4 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年 4 月 19 日から同年 5 月 19 日まで
- 3 縦覧場所  
知名町役場耕地課

**大隅地域振興局告示第11号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年 4 月 18 日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
有限会社結愛	鹿屋市寿八丁目 7244番地 8	有限会社結愛	鹿屋市寿八丁目 7244番地 8	永尾 誠	平成29年 4 月 1 日	居宅介護 ・ 重度訪問介護

**大島支庁告示第 6 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成29年 4 月 18 日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアセンター・きらら	奄美市名瀬小保 町17番25号	有限会社ケアセンター・きらら	奄美市名瀬小保 町17番25号	里 カツヨ	平成29年 3 月 31 日	居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護

**公 告**

## 平成29年度製菓衛生師試験公告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成29年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成29年 4 月 18 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 試験の日時

平成29年 6 月 19 日（月）午後 2 時から午後 4 時まで

## 2 試験の場所

鹿児島県自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）

## 3 試験方法及び試験科目

試験は、次に掲げる科目について、筆記試験の方法により行う。ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による 1 級又は 2 級の菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 食品学

(4) 食品衛生学

(5) 栄養学

(6) 製菓理論及び実技

## 4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

(2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2 年以上菓子製造業に従事したもの

(3) 昭和41年12月26日において現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において 3 年を超えているもの又は同日後 3 年を超えるに至ったもの

## 5 試験手数料

9,700円

## 6 受験手続

## (1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 4の(1)に該当する者にあつては、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業（修了）証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業（修了）証書の写し

ウ 4の(2)に該当する者にあつては、最終学校の卒業（修了）証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業（修了）証書の写し及び菓子製造業務従事証明書

エ 4の(3)に該当する者にあつては、菓子製造業務従事証明書

オ 試験科目の免除を願い出る者にあつては、提出書類等の提出先で原本照合を受けた菓子製造に係る 1 級又は 2 級の技能検定合格証書の写し

カ 現在の氏名と提出書類に記載された氏名が異なる者にあつては、戸籍抄本（出願前 6 月以内に交付されたもの）

キ 写真（出願前 6 月以内に撮影した無帽、正面上三分身の縦 7 センチメートル、横 5 センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

## (2) 提出書類等の提出先

受験希望者の住所地を管轄する県の各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号890-8577））に提出すること。

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「製菓衛生師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

- (3) 試験手数料の納付方法  
 受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。  
 なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。
- 7 提出書類等の受付期間  
 平成29年4月21日（金）から同年5月17日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
 なお、送付の方法により提出する場合は、平成29年5月17日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受験願書等の用紙の交付  
 受験願書及び菓子製造業務従事証明書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。  
 なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 受験票の交付等  
 受験資格があると認められた者に対して郵送により受験票を交付するので、試験当日持参すること。
- 10 合格者の発表  
 合格者に対し、合格証書を郵送して行う。  
 また、合格者の受験番号を鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示する。
- 11 その他  
 (1) 試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話099-286-2788）又は県の各保健所に対して行うこと。  
 (2) 試験に関して不正の行為を発見したときは、その者について試験を停止し、又はその者の試験を無効とする。

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第43号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年4月18日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR秘宝伝2A01	株式会社大都技研	6P1476
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ押忍！番長A01	株式会社大都技研	6P1591
ぱちんこ遊技機	CR天下一閃AC3000	株式会社大一商会	7P0240
ぱちんこ遊技機	CRAドラム海物語SBB	株式会社サンスリー	7P0124
ぱちんこ遊技機	CRドラム海物語SCA	株式会社サンスリー	7P0265
ぱちんこ遊技機	CRおばけらんどX2	株式会社ソフィア	7P0135
ぱちんこ遊技機	CRおばけらんどX3	株式会社ソフィア	7P0159
ぱちんこ遊技機	CR花満開～天ノ舞～GL	株式会社ソフィア	7P0227
回胴式遊技機	パチスロラストエグザイル銀翼のファム/VX	株式会社オーイズミ	7S0156
回胴式遊技機	ヨシツネ/A1	株式会社大都技研	6S1456
回胴式遊技機	政宗2/A5	株式会社大都技研	7S0209